

地域建設産業災害対応力強化支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 地域建設産業災害対応力強化支援事業の実施については、地域建設産業災害対応力強化支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の規定によるほか、この要領の定めるところによる。

(補助事業概要)

第2条 本事業は、建設業者及び建設関連企業が実施する次の各号のいずれかの種別に該当する事業とする。

(1) I型（ハード）

迅速かつ安全な災害対応を可能とすることを目的としたICT関連機器の購入や、備蓄資機材等の購入に関する事業

(2) II型（ソフト）

防災体制の構築や、災害対応における技術支援や人材育成に関する事業

(補助対象経費、補助金の率、限度額及び申請要領)

第3条 補助対象経費、補助金の率、限度額及び申請要領は、別表に掲げるとおりとし、対象経費は補助事業の目的を達成するための必要最小限の経費とする。

2 次に掲げるいずれか一つ以上に該当する場合は前項で定める補助対象経費として認めない。

- (1) 導入した機器等の利用料や通信費、保守費等、整備後も継続して発生する経費
- (2) 交付決定日前に注文、又は契約したものにかかる経費
- (3) 本事業の対象として明確に区分することができない又は証拠書類により金額等を確認することができない経費
- (4) その他公共機関等からの補助（間接補助を含む）を併用して活用しようとする場合は、その機関の補助対象条件に合致しない場合

(申請書類)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、要綱別記様式第1号に添付する資料として下記様式を提出すること。

(1) BCPを策定済の事業者の場合

- 補助事業計画書（要綱別記様式第1号別紙1）
- BCP策定証明書（要綱別記様式第2号）
- 策定済みのBCPの内容を確認できる書類（内容は下記のとおり）
 - ・被害想定
 - ・訓練計画
 - ・災害別の対応態勢基準
 - ・対応態勢
 - ・緊急事態発生時の活動
 - ・保有資材及び調達先リスト
 - ・各種連絡先リスト
 - ・備蓄品リスト

(2) BCPを策定していない事業者の場合

- 補助事業計画書（要綱別記様式第1号別紙1）
- BCP策定誓約書（要綱別記様式第2号の2）

※誓約書を提出した事業者は事業完了までにBCPを策定し、実績報告時に策定済みのBCPの内容を確認できる書類を提出願います。

※宮城県事業管理課が策定した「宮城県建設産業BCPモデル」を活用することも可能とする。<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyukanri/bcpmoderu.html>

(募集期間)

第5条 補助金交付申請書の様式は、要綱別記様式第1号によるものとし、その提出期間は下記のとおりとする。

令和6年5月7日（火）午前10時から令和6年8月30日（金）午後5時まで

※途中で予算上限に達した場合、以降の募集は締め切ることがあります。

(交付申請書の提出方法・提出先)

第6条 郵送又は電子メールで提出すること。提出及び問い合わせ先は下記のとおりとする。

<応募書類等の提出及び問い合わせ先>

宮城県土木部事業管理課

所在地：〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号

電話：022-211-3116 022-211-3187

メール：saitai-ho_jo@pref.miyagi.lg.jp

※電話での問い合わせは午前10時から午後5時までとなります。

(提出後の審査から交付額の決定まで)

第7条 知事は、提出を受けた交付申請書を受付順に審査し、補助事業者を決定する。

2 同一の受付日時に複数の申請があり、交付できる補助金の上限に達した場合は、抽選により受付順を決定する。

3 受付日時は、電子メールによる場合は受信日時、郵送による場合は消印に明示のものとする。

4 審査の過程においては、原則として電話もしくは対面にてヒアリングを行い、場合によって別途追加書類の提出や書類の修正を求めることがある。なお、交付決定までの間において、申請者が要綱第3条に掲げる要件を満たさないことが確認された場合は、その申請者にかかる交付申請を無効とする。

5 審査の結果採択された補助事業者については、知事から補助事業者あてに通知するとともに、ホームページにより公表を行う。

(実施期間等)

第8条 補助事業（補助事業者が実施する補助対象事業をいう。以下同じ。）の実施期間は、知事が補助金交付決定の通知をした日から最遅で令和7年2月28日（金）までとする。なお、補助事業者は、実施期間内に対象となる経費の支払いを完了させること。

(実績報告)

第9条 補助金の実績報告は、補助事業完了後30日以内又は令和7年2月28日（金）のいずれか早い日までに補助事業実績報告書（要綱別記様式第5号）を知事に提出するものとする。補助事業者は要綱別記様式第5号に加え、次に掲げる書類を添付するものとする。

（1）補助事業の実施内容がわかる資料（購入したものの写真、研修等の報告書など）

（2）支払・納品・受講等の事実がわかる資料（領収書、納品書、受講証明書など）

（3）BCP策定誓約書を提出した事業者

- ・BCPの内容を確認できる書類（第4条（2）参照）
- ※ドローン等の物品を購入した場合は本事業で買ったものと証明できるように物品の写真と納品書にシリアルナンバー等を明記すること。
- ※I型（ハード）により備蓄資機材を整備した者は、策定又は更新したBCPにその整備状況を記載すること。

（額の確定から交付まで）

第10条 知事は、実績報告により交付すべき補助金の額を確定させた場合は、要綱別記様式第7号による確定通知書を令和7年3月末までに補助事業者に通知する。補助事業者は、通知を受けた後、速やかに要綱別記様式第8号による精算請求書を知事に提出しなければならない。なお、交付は令和7年4月30日（水）までを予定している。

（活用実績報告）

第11条 ICT関連機器を購入した補助事業者は、その活用実績について、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度の2月末日までに活用実績報告書を提出しなければならない。

- (1) ICT活用実績報告書（要綱別記様式第6号）
- (2) 活用状況がわかる書類
 - ・活用事業（訓練も含む）の概要
 - ・活用事業での用途
 - ・本事業で購入したICT関連機器による実績であることの証明
(購入伝票、品番や活用時の写真等)
 - ・ICT関連機器を活用した効果
(作業の効率化による所要日数の短縮、半自動化による安全性の確保など)

（県が行う広報活動等への協力）

第12条 補助事業者は、申請にあたり、下記の事項について同意したものとみなす。

- (1) 第4条に定める申請書類及び第9条、第11条に定める実績報告の内容を、県のHP等へ掲載すること。（補助事業者を特定されるものは使用しない。）
- (2) 補助事業者が所属している団体等が、県との防災協定を締結している場合において、県から当該団体に対し、BCPの策定状況や本事業で購入した備蓄資機材等の保有状況などを、必要に応じて、情報提供すること。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。
この要領は、令和5年7月7日から施行する。
この要領は、令和5年8月4日から施行する。
この要領は、令和5年10月6日から施行する。
この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表
(補助対象経費)

種別	経費項目	内容	対象	対象経費
I型 (ハード)	I C T 関連機材 購入費	・迅速かつ安全な災害対応を可能とすること及び災害復旧工事等における生産性向上を目的とした、ICT 関連機器の購入に要する経費	・従来建機に取り付けることで ICT 施工を可能とする機器、ドローンやレーザースキャナ等の調査測量機器、3 次元設計ソフトウェア等	・機材購入費 ・資材購入費
	備蓄資機材 購入費	・防災活動を目的とした、備蓄資機材の購入に要する経費	・大型土のうや排水ポンプ等の防災活動に要する備蓄資機材	
II型 (ソフト)	防災体制構築費	・BCP 策定を目的とした、講習会等の参加及びコンサルティングに要する経費	・BCP の策定	・報償費 ・委託費 ・人件費 ・受講料 ・旅費 ・購入費 ・消耗品費 ・使用料
	技術支援費	・災害対応における BIM/CIM や ICT 技術の導入を目的とした、技術支援制度等の活用に要する経費	・専門家を活用した技術支援や研修の参加等	
	人材育成費	・災害対応に関する人材育成・伝承を目的とした、研修会や講習会、震災伝承イベント等の受講・開催に要する経費 ・災害対応に関する人材育成を目的とした、防災訓練の実施に要する経費 ・災害対応に関する技術者の確保・育成を目的とした、研修会や講習会等の受講、資格の取得や管理に要する経費	・研修会や講習会、震災伝承イベント等の受講、開催 ・防災訓練の実施 ・建設キャリアアップシステムの導入	

(補助金の率、限度額及び申請要領)

- I型 (ハード) : 補助率 (1 / 2 以内)
補助金額 (1事業者当たりの下限額 15万円、上限額 100万円)
- II型 (ソフト) : 補助率 (10 / 10 以内)
補助金額 (1事業者当たりの下限額 15万円、上限額 30万円)
- I型とII型は組み合わせて申請することができる。その場合、1補助事業者当たりの補助金総上限額は100万円とし、I型の補助金額は、100万円からII型の補助金額を差し引いた金額以下とすること。
- 本要領に記載の募集期間が属する県の会計年度において、1補助事業者が申請できる回数は1回とする。
- 前年度までに、本補助金の交付を受けた者についても、申請をすることができる。
ただし、I型に係る本補助金の交付を受けた者が、申請をしようとする場合は、II型に限り申請することができるものとする。